

公益財団法人日本眼科学会 倫理規範

- 第1条** 会員は、人間の尊厳を尊重し、生命・視覚への理解および多方面にわたる教養を深め、人格・品位の維持向上に努める。
- 第2条** 会員は、眼科学の専門的、科学的知識および技術を生涯にわたり習得し、最良の医療を社会に提供するよう努める。
- 第3条** 会員は、
- 第4条** 会員は、いかなる差別もすることなく、患者の人格と意思を尊重し、病状および治療の方針について科学的根拠に基づいて十分に説明し、患者の理解と信頼を得るように努める。
- 第5条** 会員は、良識と使命感に基づき、医療・研究・教育を通じて、正しい医療情報の開示と発信を行い、社会の健康や福祉の向上に貢献するよう努める。
- 第6条** 会員は、眼科学の研究が社会に貢献することを深く認識し、研究を公正に実施し、その過程および成果を適正に公表し、人類共有の知とするよう努める。

〔附 則〕

- 1 公益財団法人日本眼科学会は、上記の倫理規範を会員に周知し、その実践と啓発に努め、広く社会に貢献する。
- 2 本倫理規範は、平成 27 年 10 月 21 日から施行する。

公益財団法人日本眼科学会 倫理指針

I. 眼科医としての責務

- 第1条** (公平・公正)
眼科医療においては、性、年齢、人種、思想信条および宗教等によって差別することなく、患者の人格や意見を尊重する。
- 第2条** (QOL, QOV の重視)
患者の QOL (Quality of Life) および QOV (Quality of Vision) を重視し、科学的根拠に基づいた最良の医療を提供する。
- 第3条** (説明責任と自己決定権の尊重)
病状および治療の方針について科学的根拠に基づいた十分な説明を行い、患者の自己決定権を尊重し、同意を得る。
- 第4条** (連 携)
患者の最大利益を優先し、他の眼科医、他科医師、各種医療従事者および他職種者と協力する。
- 第5条** (強制的排除)
正当な理由や根拠なく自らの考えを患者、眼科医等すべての人に強要しない。
- 第6条** (ガイドラインの遵守)
日本眼科学会で定めた診療ガイドラインを遵守するよう努める。
- 第7条** (不測の事態への対応)
患者に不測の事態が発生したときは、対応に最善を尽くすとともに、患者および家族に十分に説明し、原因究明と再発防止に努める。
- 第8条** (法の遵守)
眼科医療を行うにあたり、関連する法規（「医師法」、「医療法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「健康保険法」等）を遵守する。
- 第9条** (守秘義務)
守秘義務を遵守し、個人情報の保護に努め、これを他者と共有する場合は適切な手続きのもとに行う。
- 第10条** (倫理指針等の尊重)
国および医学・医療に関係する他の機関が定めた倫理指針等を尊重する。
「準拠すべき医療・倫理に関する関係法規、ガイドライン、指針等」（末頁）に例示列举するので参照のこと。

II. 眼科学研究者としての責務

- 第11条** (使命と責務)
自らの研究成果の科学性、公正性および質の高さを担保する責務がある。
- 第12条** (公正な研究と公表)
研究成果は、研究の意義と成果を適切に公表し、他の研究者や社会による評価や追試に応えるように努める。

- 第13条** (臨床研究における倫理性)
臨床研究においては、国が定める倫理指針等を遵守する。
- 第14条** (動物実験における倫理性)
動物を用いる研究においては、動物愛護の精神に基づき、国が定める法律および関連する指針等を遵守する。
- 第15条** (遺伝子関連研究等の倫理性)
遺伝子を対象とする研究、細胞を用いる研究等においては、国が定める法律および関連する指針等を遵守する。
- 第16条** (研究における遵守)
国および医学・医療に関係する他の機関が定めた倫理指針等を尊重する。
「準拠すべき医療・倫理に関する関係法規、ガイドライン、指針等」(末頁)に例示列挙するので参照のこと。
- 第17条** (研究における不正の排除)
研究においては、国が定める指針等を遵守し、研究・調査データの記録や取扱いを厳正に行い、一切の不正を行わず、また不正な行為に加担しない。

III. 教育者としての責務

- 第18条** (社会啓発活動)
眼科学および眼科医療の進歩を広く社会に啓発する。
- 第19条** (他職種者に対する教育活動)
他科医師、各種医療従事者および他職種者に対して、眼科医療および眼科学に関する知識、情報を公正に伝える。
- 第20条** (育成活動)
次世代の眼科医および眼科研究者の育成に努力する。

IV. 利益相反

- 第21条** 社会の中で眼科医療、眼科学研究および教育を実践するにあたっては、利益相反が存在し得る。会員は、国が定める「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」および日本眼科学会が定める「利益相反の基準」に従って、適時・適正に利益相反の存在を公表せねばならない。

〔附 則〕

- 1 公益財団法人日本眼科学会は、上記の倫理指針を会員に周知し、その実践と啓発に努め、広く社会に貢献する。
- 2 本倫理指針は、平成27年10月21日から施行する。

準拠すべき医療・倫理に関する関係法規、ガイドライン、指針等

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

1. 医師法
2. 医療法
3. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
4. 健康保険法
5. 介護保険法
6. 臓器の移植に関する法律
7. 臨床研究法
8. 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令
9. ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律
10. 動物愛護及び管理に関する法律
11. 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
12. 再生医療等の安全性の確保等に関する法律
13. 身体障害者福祉法
14. 刑法
15. 世界医師会 (World Medical Association) 「ジュネーブ宣言」
16. 世界医師会 (World Medical Association) 「患者の権利に関するリスボン宣言」
17. 世界医師会 (World Medical Association) 「ヘルシンキ宣言」
18. 日本医師会「医師の倫理綱領」
19. 公益社団法人日本眼科医会「倫理綱領・倫理規程」
20. 文部科学省・厚生労働省・経済産業省「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」
21. 日本学術会議「声明 科学者の行動規範一改訂版一」
22. 日本学術振興会「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得一」
23. 文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」
24. 独立行政法人科学技術振興機構「研究者のみなさまへ～研究活動における不正行為の防止について～」
25. 厚生労働省「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」
26. 遺伝医学関連 10 学会「遺伝学的検査に関するガイドライン」
27. 厚生労働省「異種移植の実施に伴う公衆衛生上の感染症問題に関する指針」
28. ユネスコ「ヒト遺伝情報に関する国際宣言」
29. 厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」
30. 公益財団法人日本眼科学会「利益相反に関する基準」
31. 日本医学会「医学研究の COI マネージメントに関するガイドライン」
32. 日本医学会連合「学術集会への演題応募における倫理的手続に関する指針」